

## 低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の引上げについて

市が発注する建設工事において、ダンピング受注の防止を図り、適正な価格での契約を推進するため、次のとおり取り扱うことといたします。

### (1) 低入札価格調査基準価格の引上げについて

低入札価格調査基準価格の設定範囲を「70%～90%」から「75%～92%」へ引き上げます。

- 対象工事：予定価格が 5,000 万円以上の建設工事
- 制度概要：低入札価格調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、当該入札を保留し、最低価格入札者に対し調査のうえ、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かを判定し、落札者を決定する。

### (2) 最低制限価格の引上げについて

最低制限価格の設定範囲を「70%～90%」から「75%～92%」へ引き上げます。

- 対象工事：予定価格が 130 万円を超え 5,000 万円未満の建設工事
- 制度概要：最低制限価格を下回る価格をもって入札した者がいた場合には、当該入札を失格とし、予定価格の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

### (3) 低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の算定方法

改正前	改正後
①直接工事費の 97%の額	①直接工事費の 97%の額
②共通仮設費の 90%の額	②共通仮設費の 90%の額
③現場管理費の 90%の額	③現場管理費の 90%の額
④一般管理費の 55%の額	④一般管理費の 55%の額
①～④の合計額に消費税を加算した額とします。	①～④の合計額に消費税を加算した額とします。
ただし、設定範囲は予定価格（税込）の 70%～90%です。	ただし、 <u>設定範囲は予定価格（税込）の 75%～92%です。</u>

### (4) 施行日

令和元年 10 月 1 日（10 月 1 日以後の公告又は指名通知の入札案件から適用）